

幼児教育・保育の無償化制度に幼稚園類似施設も対象とするよう求める意見書

本年 10 月から実施される幼児教育・保育の無償化制度から、幼児教育施設いわゆる幼稚園類似施設が対象から外されていることは、制度の基本理念である全ての子どもが健やかに成長するように支援し、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮するという趣旨に反し、大変不公平、不平等な制度であり、大きな問題である。幼稚園類似施設は学校教育法による幼稚園教育を目的とし、それぞれの園独自の特徴を持ち、幼児教育に取り組んでいることから、無償化制度の対象に含めるべきと考える。

幼稚園類似施設通園児が無償化制度の対象から外され、その保護者への財政支援が中止または縮小された場合、幼稚園通園児の保護者との間に大きな経済的負担格差が生まれ、制度の基本理念と逆行することになる。

経済的負担格差のため、特徴ある幼稚園類似施設への入園を諦めるケースや、無償化対象園に転園する事態が想定される。また、それらにより在園児数が減少し、幼稚園類似施設が閉園に追い込まれると、子どもの教育環境が悪化の方向に進むこととなる。

よって、政府におかれては、幼児教育・保育の無償化制度に関し、幼稚園類似施設の園児も無償化の対象となるように、早急に基準を見直すよう、当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 26 日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣 }
文部科学大臣 } あて
厚生労働大臣 }